

○福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

平成八年十月十八日  
福島県条例第三十五号

〔福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例〕をここに公布する。

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例  
(平一三条例一〇一・改称)

(目的)

第一条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とする。

(平一三条例一〇一・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 テレホンクラブ営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)をいう。
- 三 利用カード テレホンクラブ営業に係る役務の提供を行うために有償で発行するカード、文書その他の物品をいう。

(平一三条例一〇一・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第三条 業として利用カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の十五日前までに、利用カードを販売する店舗又は場所(以下「店舗等」という。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- 二 利用カードを販売する店舗等の名称及び所在地
- 三 自動販売機により利用カードを販売する場合にあっては、当該自動販売機の名称、型式及び製造番号
- 四 販売開始予定年月日
- 五 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業の本拠となる事務所(事務所のない場合にあっては、当該営業を営む者の住居)(以下「テレホンクラブ営業所等」という。)の名称及び所在地
- 六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者(以下「利用カード販売業者」という。)は、同項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあっては、利用カードを販売する店舗等の名称に限る。)に変更があったとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、その変更があった日又は廃止した日から十五日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平一三条例一〇一・旧第五条繰上・一部改正)

(利用カードの販売の制限)

第四条 何人も、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第七項までに定める地域(以下これらを「販売制限区域」という。)においては、利用カードを販売してはならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
- 二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- 五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条に規定する都市公園
- 六 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館
- 七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設
- 八 前各号に掲げるもののほか、その周辺において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があると認められる施設であって公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)における利用カードの販売については適用しない。

- 一 法第二条第一項に規定する風俗営業(同項第五号に規定する営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

二 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号。以下「青少年健全育成条例」という。) 第十条の規定により青少年に有害な興行として指定された興行を行う場所

- 3 何人も、青少年入場禁止場所に設置される自動販売機以外の自動販売機に販売の目的で利用カードを収納してはならない。

(平一〇条例五八・平一〇条例六七・一部改正、平一三条例一〇一・旧第六条繰上・一部改正、平一八条例七四・令五条例三六・令五条例五七・一部改正)

(自動販売機への届出済証のはり付け)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定による届出をし、公安委員会から自動販売機に係る届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機の正面の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、公安委員会に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平一三条例一〇一・旧第七条繰上・一部改正)

(広告及び宣伝の規制)

第六条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業所等又は利用カードを販売する店舗の名称、所在地又は電話番号(以下これらを「テレホンクラブ営業所等の名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物品(以下「広告文書等」という。)を頒布してはならない。

- 2 何人も、次に掲げる方法により、広告又は宣伝をしてはならない。ただし、テレホンクラブ営業を営む者が、第一号又は第三号に掲げる方法により行う場合を除く。

一 青少年入場禁止場所以外の場所にテレホンクラブ営業所等の名称等に係る広告物(常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物、車両等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。以下単に「広告物」という。)を掲出し、又は表示すること(第三条第一項の規定による届出に係る店舗等において、自己の営業に関し表示する広告物であって公安委員会規則で定めるものを掲出し、又は表示する方法を除く。)

二 青少年入場禁止場所以外の場所に広告文書等を配置すること。

三 街頭において頒布する方法(散布による方法を除く。)以外の方法で広告文書等を頒布すること(青少年入場禁止場所において頒布する方法を除く。)

四 販売制限区域において、口頭により、若しくは拡声機等により、又は録音された音声を再生する方法等により、テレホンクラブ営業に係る広告又は宣伝をすること。

(平一三条例一〇一・旧第八条繰上・一部改正)

(違反広告物の除却)

第七条 公安委員会は、前条第二項第一号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物については、当該広告物を掲出し、又は表示した者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、前項の措置を命ずる場合において、当該広告物を掲出し、又は表示した者を過失がなくて確知することができないときは、当該広告物を警察職員に除却させることができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、公安委員会は、前条第二項第一号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物が立看板、はり紙及びはり札(以下「立看板等」という。)であって公安委員会規則で定めるものであるときは、当該立看板等を警察職員に除却させることができる。

(平一三条例一〇一・旧第九条繰上)

(現場における警察職員の中止命令)

第八条 警察職員は、第六条第一項又は同条第二項第二号から第四号までの規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平一三条例一〇一・旧第十条繰上・一部改正)

(青少年のテレホンクラブ営業の利用の禁止等)

第九条 青少年は、テレホンクラブ営業所等へ客として立ち入り、電話をかけ、その他テレホンクラブ営業を利用してはならない。

- 2 何人も、テレホンクラブ営業を利用して、青少年と会話をし、又は青少年に対して伝言を入力してはならない。

(平一三条例一〇一・旧第十一条繰上・一部改正)

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第十条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業を利用するよう指示し、そそのかし、又は勧誘してはならない。

(平一三条例一〇一・旧第十二条繰上・一部改正)

(青少年に対する利用カードの交付の禁止)

第十一条 何人も、青少年に利用カードを販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布する等の方法により交付してはならない。

(平一三条例一〇一・旧第十五条繰上)

(利用カードを販売する者の禁止行為)

第十二条 利用カードを販売する者は、利用カードの見やすい箇所に、青少年はテレホンクラブ営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が青少年であることを知ったときは、直ちにその利用をやめなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

(平一三条例一〇一・旧第十六条繰上・一部改正)

(報告及び立入り)

第十三条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者の事務所若しくは店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一三条例一〇一・旧第十七条繰上・一部改正)

(指示)

第十四条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、第五条の規定に違反したときは、当該利用カード販売業者に対し、必要な指示をすることができる。

(平一三条例一〇一・旧第十八条繰上・一部改正)

(利用カード販売業者の営業の停止)

第十五条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人等が、当該利用カード販売業者の利用カードの販売に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は利用カード販売業者がこの条例に基づく指示若しくは命令に従わなかったときは、当該利用カード販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この条例に規定する罪に当たる違法な行為

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十五条又は第八十三条の罪に当たる違法な行為

三 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪に当たる違法な行為

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪に当たる違法な行為

五 児童福祉法第三十四条第一項第六号、第七号(同項第六号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第九号の規定に違反する行為

六 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六条第一項又は第六十一条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反する行為

七 青少年健全育成条例第二十四条の規定に違反する行為

(平一三条例一〇一・旧第二十条繰上・一部改正、平二四条例一一二・平二六条例八六・令五条例五七・一部改正)

(聴聞の特例)

第十六条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売に係る営業の停止を命じようとするときは、福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号。以下「行政手続条例」という。)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

(平一三条例一〇一・旧第二十一条繰上・一部改正)

(公安委員会規則への委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(平一三条例一〇一・旧第二十二条繰上)

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定による警察職員の命令に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十五条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

三 第十一条の規定に違反した者

3 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反した者

三 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(平一三条例一〇一・旧第二十三条繰上・一部改正、令六条例八二・一部改正)

第十九条 第十条及び第十一条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(平一三条例一〇一・旧第二十四条繰上・一部改正)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して、第十八条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平一三条例一〇一・旧第二十五条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年二月一日から施行する。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第三条第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の二十日前までに」とあるのは、「平成九年二月二十日までに」とする。

3 前項の規定により届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から平成十一年一月三十一日までの間は、第四条第一項の規定は、適用しない。

(利用カードの販売に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者は、第五条第一項に規定する業として利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成九年二月十五日までに」とする。

附 則(平成一〇年条例第五八号)

1 この条例は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第六条第一項第一号に規定する場所であって、この条例の施行の際に改正後の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第六条第一項第一号に規定する場所以外の場所となるものにおいては、この条例の施行の日から平成十年十二月三十一日までの間は、新条例第六条及び第八条の規定は、適用しない。

附 則(平成一〇年条例第六七号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第四七号)

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

(平成一一年公委規則第五号で平成一一年一月一日から施行)

附 則(平成一三年条例第一〇一号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日＝平成一四年四月一日)

附 則(平成一八年条例第七四号)抄

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第八六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年条例第三六号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第五七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年条例第八二号)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この条において「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格等に関する経過措置)

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「新給与条例」という。)第十七条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下この条において「新議員報酬条例」という。)第五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項(第一号に係る部分に限る。)及び新議員報酬条例第五条の三第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。